

# (3)社会教育関係団体及び サークル・団体への支援について

---

令和4年3月9日(水)  
白井市教育委員会生涯学習課 主事 山中

## (3)社会教育関係団体及び サークル・団体への支援について

---

- ア 社会教育関係団体の認定要件の見直しと  
コロナ禍の捉え方について
  - イ 包括的な支援策について
- 

# **ア 社会教育関係団体の認定要件の見直しとコロナ禍の捉え方について**

## 平成30年度までの認定要件

---

(認定の要件)

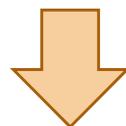
第2条 社会教育関係団体として認定することができる団体は社会教育法第10条に規定する団体であって、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 役員が選出されていること
- (3) 自己財源を有し、かつ、団体の運営が確実になされていること。
- (4) 事務所を市内に有し、かつ、主たる活動の場所が市内であること。
- (5) 社会奉仕活動等を行っていること。

## 平成30年度以前 白井市社会教育関係団体の認定における課題

---

- ・ 社会教育関係団体の認定制度が形骸化している。
- ・ 社会奉仕活動について明確性が無い。
- ・ 市民活動や福祉的な活動が主たる目的の団体も認定できる要件となっていた。



**社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としている団体を応援する要件になっていない！**

参考：【補足資料アー①】白井市社会教育関係団体の認定に関する規定の見直しについて  
P2. <現状と課題> 1. 白井市社会教育関係団体の認定の現状について

## 平成31年度以降

- (1) 社会教育活動を行う意思を表明し、自立的組織として確立していること。
- (2) 団体として規約、会則等があること。
- (3) 団体活動のために自己財源を有し、その経理が明らかであること。
- (4) 代表者が白井市内に在住していること。
- (5) 団体の構成員が5人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (6) 団体の主たる活動の場が市内にあること。
- (7) 未成年者が3分の2以上を占める団体にあたっては、複数の成人の育成者又は指導者がいること。
- (8) 広く一般に入会の機会を設けている開かれた団体であること。
- (9) 事業の計画及び実績の半分以上が社会教育に関する事業であること。
- (10) 団体が設立されてから1年以上が経過していること。
- (11) 学習、文化、スポーツ等の活動を行う者が自主的に設立した団体であって、次の行為をしないもの
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為
  - ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反する等の政治活動
  - エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反対する等の宗教活動
  - オ 企業、学校その他法人の課外活動
  - カ その他公序良俗に反する行為

## 平成30年度以前

- (1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 役員が選出されていること
- (3) 自己財源を有し、かつ、団体の運営が確実になされていること。
- (4) 事務所を市内に有し、かつ、主たる活動の場所が市内であること。
- (5) 社会奉仕活動等を行っていること。

### 主な変更箇所

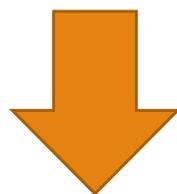
- (1)旧要件の社会奉仕活動という表現から、社会教育活動と明記したことで、本制度で応援したい団体を明確にした。
- (9)社会教育に関する事業を主たる目的とする線引きとして、計画及び実績の半分以上の活動を求めることとした。
- (11)公序良俗に反する団体を認定しないことを明記

## 平成31年度以降の認定要件の課題

---

**認定要件が増え、難しくなったように感じてしまう。**

**変更後の認定要件に対する行政説明が足りない。**



**認定要件を知ってもらう場として説明会を開催する。**

要件変更時のH30年度末のみ実施し、その後は新型コロナウイルスの感染拡大により中止

# 令和4年度 コロナ禍の認定要件の捉え方

## 新型コロナウイルスの感染拡大により事業・活動ができない！



認定要件（9）

**事業の計画及び実績の半分以上が社会教育に関する事業であること**

令和4年度の認定においては、実績報告書で社会教育活動が実施できない状況であっても、その他の要件を満たし、事業計画等で社会教育活動を積極的に行う意思が明確に示されている場合は、**事業計画通りの活動をする**ことを条件に認定を行いたいと考えている。

**また、計画の半数以上の活動についても、コロナ禍において、社会教育活動を行う意思があるかどうかを重視して判断していきたいと考えている。**

# イ 包括的な支援策について

# 令和3～6年度生涯学習推進委員会 共通テーマ

**既存サークル・団体の活動継続のための支援を  
行いつつ、社会教育関係団体の増加をはかる**

## イ 包括的な支援策について

---

- ①サークル・団体情報の提供
  - ②センターSNS及びYouTubeチャンネルの周知
  - ③社会教育関係団体認定要件等の周知
  - ④認定されなかった団体へのフォロー
- 

## ① サークル・団体情報の提供

---

方法：センター・プラザを利用する団体のうち、紹介可能な団体の情報を集約し、市HP等での周知を行う。

期待する効果：既存団体の活動継続・拡充  
市民の地域活動の活性化

## ② 市HPにおけるセンターSNS及び YouTubeチャンネルの周知

---

方法：市HPの各センター施設紹介ページにおいて、  
各指定管理者が行っている情報提供ツール  
のリンクを貼る。

期待する効果：情報提供ツールの認知度アップ  
利用者がより使いやすいHPの作成

### ③ **社会教育関係団体認定要件等の周知**

---

方法：社会教育関係団体の説明会の開催

期待する効果：社会教育及び社会教育関係団体の周知  
社会教育関係団体の増加

## ④ 認定されなかった団体へのフォロー

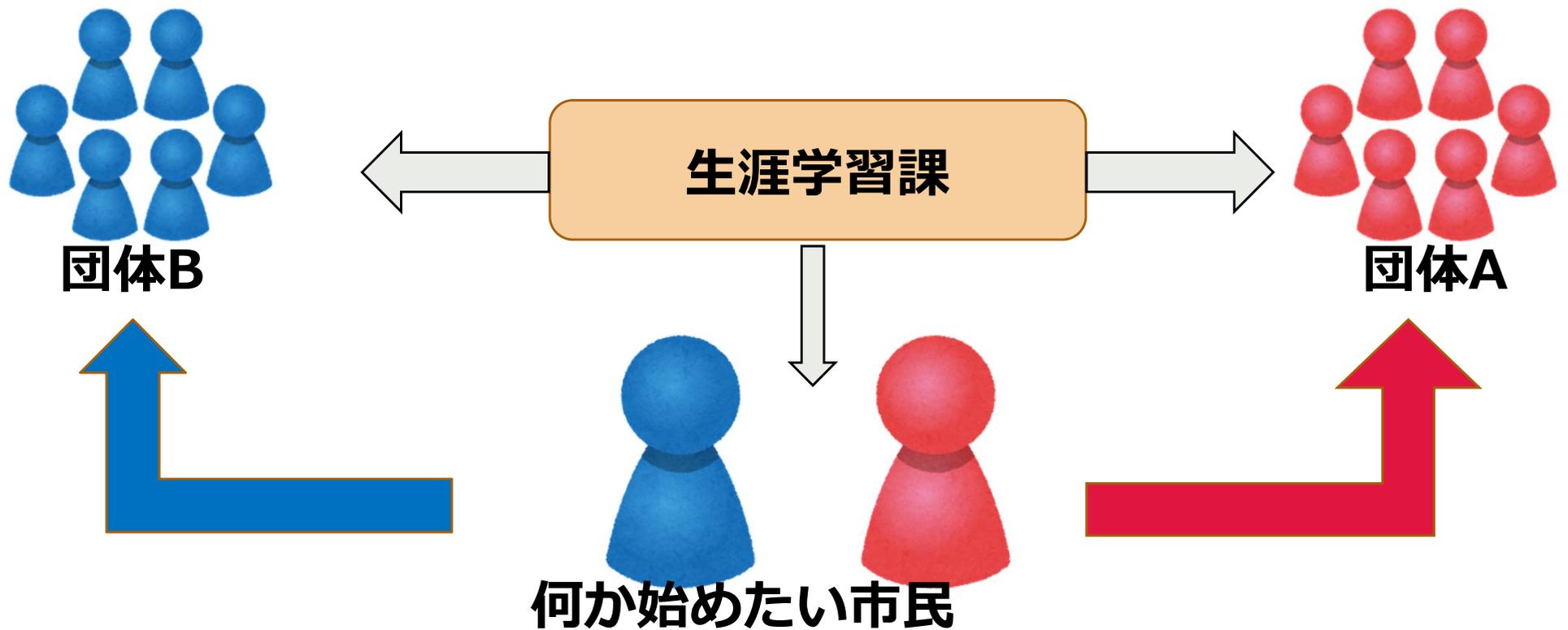
---

方法：認定されなかった団体に対して、不認定通知の中で、不認定となった項目の通知だけでなく、不明な点は職員より説明、今後の活動について相談に乗る旨を記載する。

期待する効果：社会教育関係団体を目指す団体の  
モチベーションの維持  
社会教育活動に関する知識・意識の醸成

①サークル・団体情報の提供

②センターSNS及びYouTubeチャンネルの周知





③社会教育関係団体認定要件等の周知

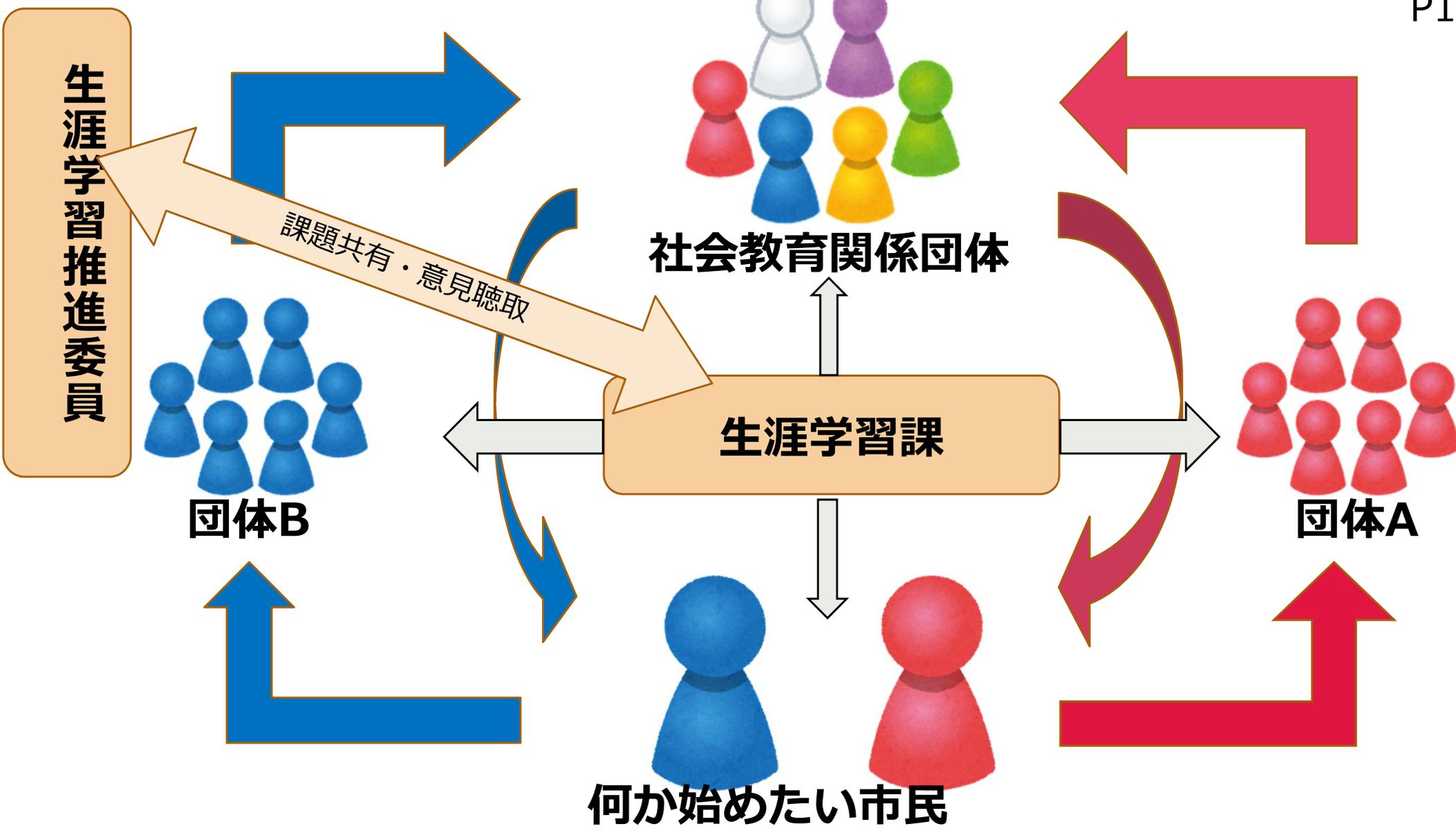
④認定されなかった団体へのフォロー

# 社会教育関係団体 認定制度

- ・ 施設利用料金の減免
- ・ 行政認定による信頼

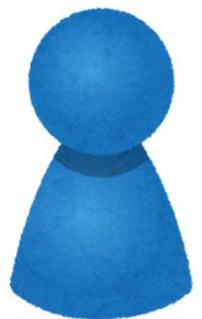
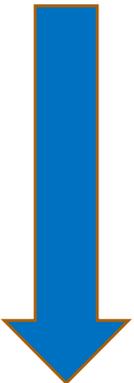


何か始めたい市民

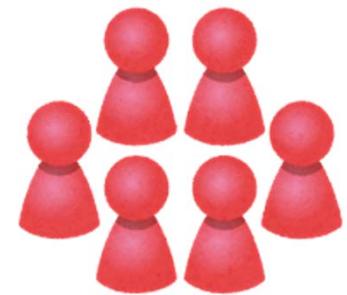
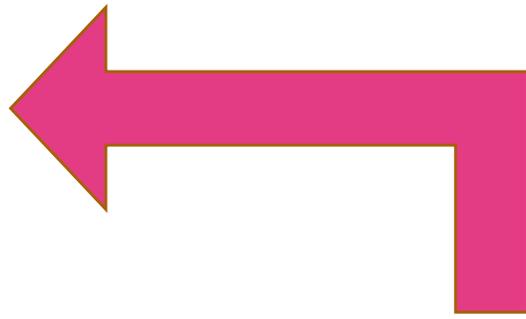




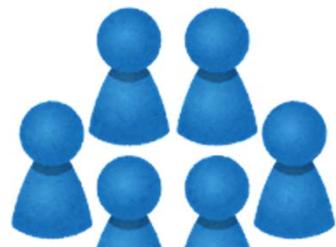
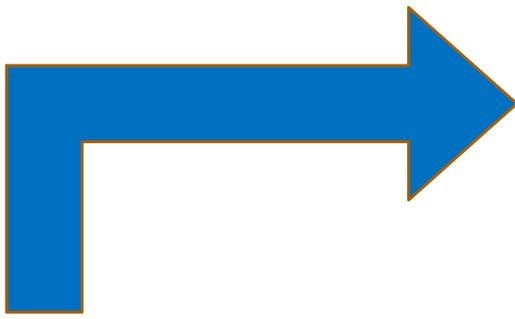
社会教育関係団体



何か始めたい市民



団体A



団体B



生涯学習推進委員においては、支援策の手段や経過について、より効果的な支援とするための助言や、新規支援策の提案等を行っていただき、3年間で

**既存サークル・団体の活動継続のための支援を  
行いつつ、社会教育関係団体の増加をはかる**